

第4章 施策の展開

1 ノーマライゼーションの推進

(1) 啓発、広報活動の推進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、共に生きる福祉のまちづくりを実現するためには、社会を構成するすべての人々が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要になります。

本市では、障がいに対する市民や地域の理解を促進するため、広報による啓発などを行うとともに、様々な人との交流会を持ちながら、障がいや障がいのある人への理解を深め、今後も、啓発・広報活動の一層の充実が必要です。

【施策の展開】

- 障がいについての正しい知識を啓発・広報するとともに、障がいのある人とない人の交流を促進します。
- 学校や地域において福祉・人権教育を推進します。さらに、地域住民が互いに支えあう地域福祉を促進します。
- 「広報つばめ」を利用して障がいのある人への理解を深めるための情報提供の充実を図るとともに、ホームページによる情報提供にも努めます。
- 各種交流事業の周知や結果を「広報つばめ」に掲載します。「障がい者の日」や「障がい者週間」についての、その意義や取り組み内容など、積極的な広報・啓発活動を進めます。
- 小・中学校の学級活動として、スポーツ・レクリエーション、文化、生活体験・学習活動などを実施し、障がいのある児童・生徒とともに活動できる機会の提供に努めます。

また、障がいの疑似体験や介助の方法を学ぶことにより、正しい理解の普及に努め、さらに障がいのある人との地域交流を促進します。

(2) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人の地域生活を支えるためには、地域住民によるさまざまなボランティア活動やNPO、民間企業等による活動が、重要な役割を担っています。

さらに多くの市民が、多様な形でボランティア活動に参加できるよう、促進することが必要です。

【施策の展開】

- 多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、燕市社会福祉協議会や地域活動支援センターとの連携を図り、広報活動やボランティアグループの紹介などの情報提供に努め、ボランティア活動への参加を促進します。
- 障がいのある人を支援するボランティア活動については、その内容によって教育・訓練等が必要になる場合もあり、燕市社会福祉協議会や地域活動支援センターとの連携を図り、活動内容等についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成に努めます。

2 福祉サービス及び地域生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活をするためには、生活全般にわたる相談、保健・医療・福祉サービス等の利用援助及び情報提供などを進める総合的な支援体制の整備が求められています。

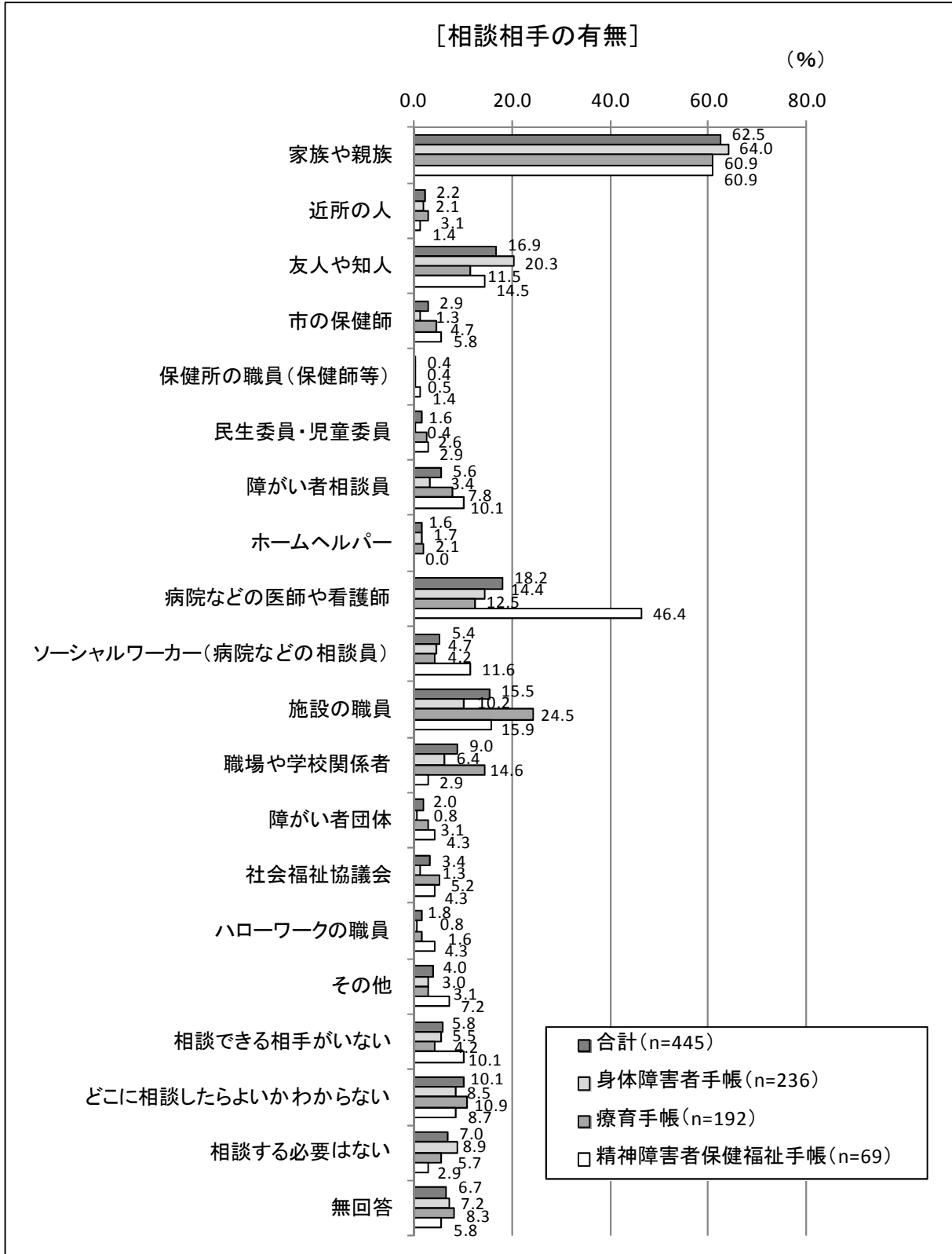
障がい福祉に関するアンケート調査結果では、悩みや不安を誰に（どこに）相談しているかについては「家族や親族」が最も多く62.5%、次いで「病院などの医師や看護師」が18.2%となっていますが、一方「相談できる相手がいない」が5.8%、「どこに相談したらよいかわからない」が10.1%など多く挙げられています。

そのため、適切な情報提供とともに相談支援体制の充実がより一層求められています。

今後の相談支援体制のあり方としては、より専門性を重視し、相談を受けやすいシステムづくりが必要です。

相談相手の有無

あなたは悩みや不安を、誰に（どこに）相談していますか。（複数回答）



【施策の展開】

- 障がいの種別、程度、年齢に適切に対応できるよう相談支援体制の機能強化を図り、障がいのある人の保健福祉相談窓口の充実に努めます。
- 専門的な支援が必要な困難事例等へ対応するため、関係する専門機関等との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。
- 相談を担当する事業所の内容周知を図り、個人情報の保護に留意しながら、必要な情報の共有に努め、相談支援の充実に努めます。
- 相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会の機能をより有効に活用し、関係機関のネットワーク強化に努めます。
- 障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を目指します。
- 障がい福祉サービス又は相談支援を利用するすべての障がいのある人に対して、段階的にサービス等利用計画の作成を図ります。
- 日常生活自立支援事業や*成年後見制度の普及・啓発に努め、障がいのある人の権利が守られるよう推進します。
- 障がいの早期発見や乳幼児期から成人期までの一貫した支援、関係機関が連携した支援体制の整備等の促進に努めます。

成年後見制度とは

知的障がいのある人、精神に障がいのある人等で、意思能力が十分でない人の財産管理や日常生活上の援助をする制度。

(2) 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

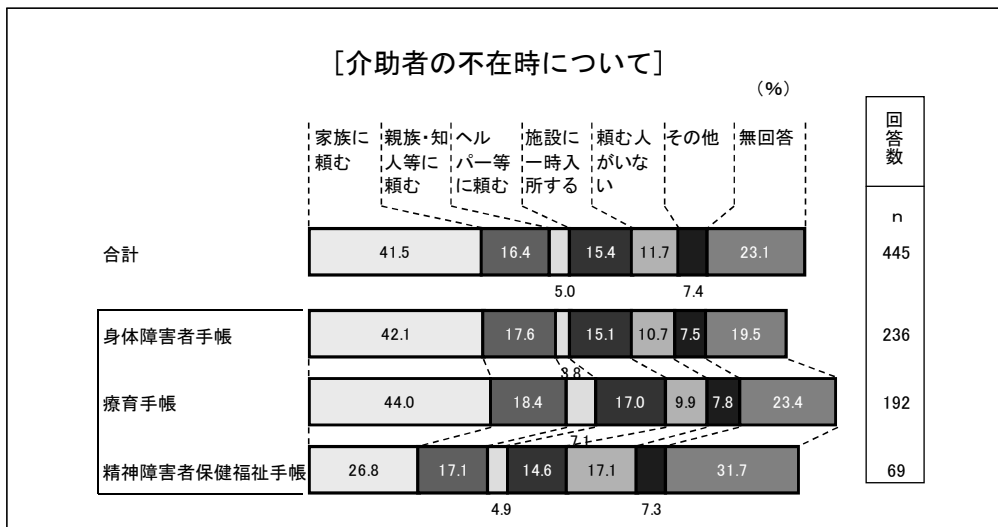
障がいのある人が日常生活を営むうえで、多くの不自由があり、本人はもとより、介護にあたる家族にとっても負担が大きいのが実情です。

こうした状況の中で、障がいのある人が地域や家庭での社会生活を送れるようにするためには、利用者本位の考え方にもとづいて、個人の多様なニーズに対応するサービス提供体制の整備や福祉サービスの量的・質的な充実を図って行くことが必要です。

障がいのある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、グループホームやケアホームについても、ニーズに応じたサービス提供体制の充実が求められています。

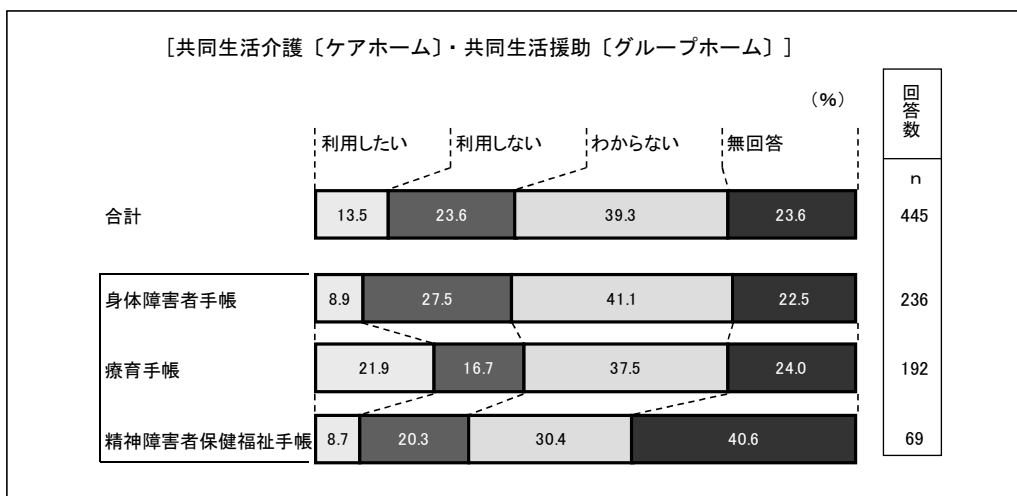
【介助者の不在時について

あなたの介助者が不在になる場合はどうしますか。(複数回答)



福祉サービスの利用意向

共同生活介護〔ケアホーム〕・共同生活援助〔グループホーム〕



【施策の展開】

- 障害者自立支援法に基づく各種サービスについては、サービスを必要とする人がいつでも必要なサービスを利用できるようサービス供給量の確保、提供体制の整備に努めます。
- 障がいのある人が、地域で継続して自立した生活を送ることができるよう、サービス提供事業所との連携を推進しながら、グループホーム・ケアホーム等、地域で必要な支援を受けながら生活できる居住の場の整備・充実に努めます。
- サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの向上に努めます。
- 居宅介護や重度訪問介護により、重度の障がいのある人を含めた人の居宅での生活を支援します。サービスの実施にあたっては、事業所への情報提供等により、参入促進を図るとともに、専門性の確保と質の向上に努めます。
- サービス提供事業所が持つ機能を有効に活用して、就労訓練等の支援体制の充実に努めます。

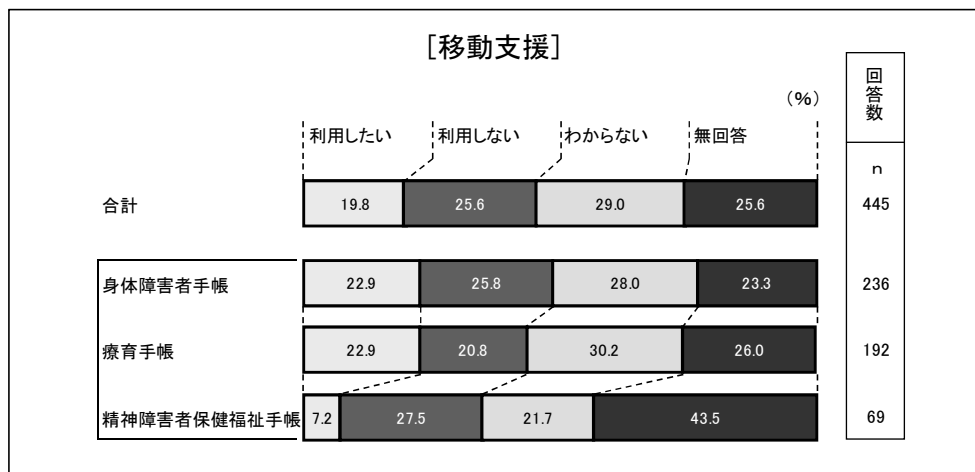
(3) 地域生活支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の自らの意思で、いつでも、安全に行動できる環境を整備することが必要です。

そのため、移動が困難な障がいのある人に対して、今後も積極的な社会参加の促進を図ることが必要です。

福祉サービスの利用意向 移動支援



【施策の展開】

- 補装具や日常生活用具などの給付について、利用者ニーズ等を勘案し、品目や基準額について適切に判断しながら充実に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- 日常生活に必要な屋外での移動手段を確保し、自立生活及び社会参加を促進するため、移動支援事業等の充実に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

【現状と課題】

スポーツ・レクリエーション、文化活動等に参加することは健康づくりや生きがいづくり、自己実現のほか、障がいのある人の生活の質の向上に役立ちます。

在宅で障がいのある人が通所して文化的活動や機能訓練等を行うデイサービス事業などの障がい者施設での日中活動の支援や、障がいのある個人、団体の自主的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるような支援が必要です。

【施策の展開】

- 障がいのある人たちが利用しやすいようにスポーツ施設の充実を図ります。
- 市民が障がい者スポーツへの理解と関心を持てるように情報の提供を積極的に行い、障がい者スポーツの啓発に努めます。
- 県内障がい者スポーツに関する情報の収集に努め、障がいのある人たちへのスポーツの情報提供を図ります。
- 指導者の育成を目指し、講習会や研修会への参加を支援し、ボランティアスタッフの育成に努めます。
- 障がいのある人が生きがいをもって生活できるよう日中活動の支援や交流の場の確保を図ります。
- 生涯学習活動、文化・芸術イベントなどの情報提供を行います。

3 人にやさしい安全・安心なまちづくり

(1) 生活環境の整備

【現状と課題】

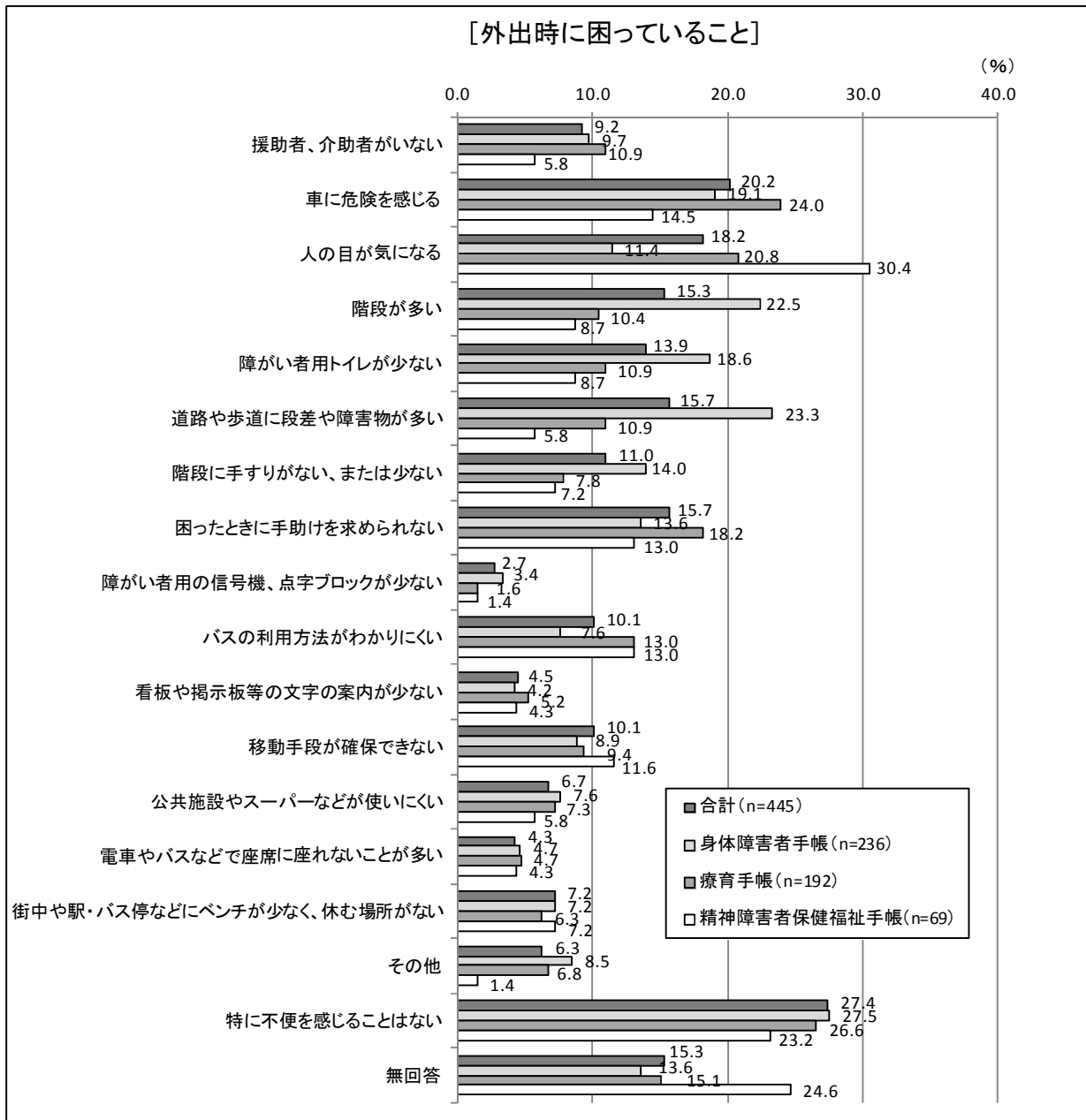
障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおけるさまざまな物理的障壁を取り除き、障がいのある人だけでなく、すべての市民にとって安全・安心かつ生活に支障のない環境を整備することが大切です。

障がい福祉に関するアンケート調査結果では、外出時に不便を感じていることは、「車に危険を感じる」が最も多く、20.2%、「道路や歩道に段差や障害物が多い」が15.7%と挙げられています。

本市の各種の施設・設備の整備にあたっては、誰もが利用しやすいように配慮することが重要であるというユニバーサルデザインの考え方のもと、福祉のまちづくりを進め、安全・安心な環境の整備が必要です。

外出時に困っていること

外出時に不便を感じることは何ですか。(複数回答)



【施策の展開】

- 公共的施設等については、障がいのある人が安全にまた快適に利用できるよう、引き続き施設整備を推進します。
- 障がいのある人の移動の円滑化を図るため、車道と分離した歩道の整備を推進します。
- 障がい者専用多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインによる、すべての人が利用しやすい環境整備を推進します。

(2) 防災、防犯体制の整備

【現状と課題】

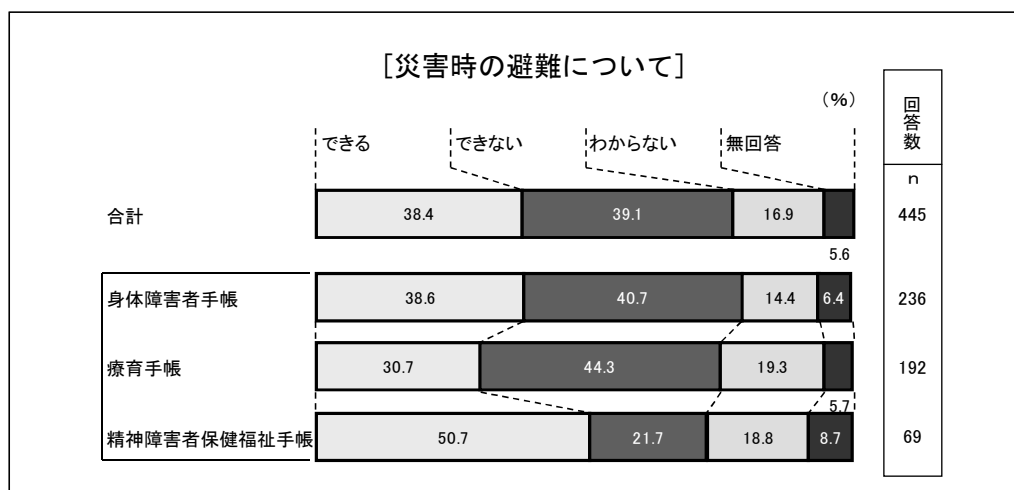
障がいのある人が、局地的豪雨などの大規模自然災害に巻き込まれる被害が後を絶ちません。障がい福祉に関するアンケート調査結果では、災害時に自力で避難できるかは「できない」が全体で39.1%となっています。

障がいのある人に対して、災害から被害に遭わないシステムづくりを進める必要があります。そのためには、防災行政無線や燕市防災情報メール（防災つばめ〜ル）、FMラジオ放送などの情報伝達手段を活用した災害時の救助体制の整備が重要となります。

また、障がいのある人が犯罪や事故等に遭わないよう、防犯ネットワークの確立に努めるなど地域ぐるみの対策が必要です。

【災害時の避難について

災害時に自力で避難できますか。】



【施策の展開】

- 高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせるよう防犯講座などを実施するとともに、地域ぐるみの防災・防犯体制づくりを推進します。
- 災害時にいち早く情報を伝達するため、燕市防災情報メール（防災つばめ〜ル）の登録や、FMラジオを利用した緊急放送体制の整備などを促進します。
- 障がいのある人が災害時に安全に避難できるよう、普段から地域住民と避難場所や避難ルートについて確認するとともに、地域で実施する防災訓練等に参加するほか、防災マップ、防災マニュアルの作成に努めます。
- 聴覚・言語機能に障がいのある人のためにファクシミリによる119番通報の普及を図ります。

4 個性に応じた保育・教育・学習の充実

(1) 保育体制の充実

【現状と課題】

医療・福祉関係機関との連携を図り、障がいのある子どもの保育園や幼稚園での受け入れ体制の整備促進に努めています。

「子どもの発達相談窓口」において家庭や保育園等での生活が円滑に送れるよう、就学前児童の発達・医学・心理・言語・就園・就学相談を行っています。

今後も、保健センターにおいて育児相談や健康診査等を実施し、障がいの早期発見・早期療育に努める必要があります。

【施策の展開】

- 障がいのある子どもの保育園や幼稚園での受け入れ体制の整備に努めます。
- 保健センターの相談事業を充実するとともに、専門的知識及び技術の向上を目指して研修の充実を図ります。
- 保育園、幼稚園等が連携して発達障がい児への早期支援を行い、就学前療育の充実を図ります。
- 学習障がい、発達障がい等による保護者の不安や孤立化を防ぐために、保護者同士のネットワーク活動を支援します。
- 子育て支援に関する情報や健康づくりなどの事業に関する情報を提供するため、燕市子育て情報配信システム（子育てつばめ〜ル〔仮称〕平成24年4月からスタート）を整備し、保護者に対して情報提供の充実に努めます。

(2) 教育の推進

【現状と課題】

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい・注意欠陥多動性障がい・自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策の推進が必要です。

また、障がいのある子どもとない子どもとの交流活動を充実させ、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するとともに、幅広い分野にわたる関係機関・団体等と連携し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援体制が求められています。

【施策の展開】

- 学童保育の充実として、就学児童の放課後における健全な育成を目的として、放課後の児童を預かる児童クラブの充実を図ります。
- 障がいのある児童がそれぞれの障がいに応じた適切な教育を受けられるよう、保護者に対して就学に関する相談支援を充実するとともに、就学前療育から学校教育へと適切につなぐため、保健・療育・教育等の各分野の連携を強化します。
- 引き続き、小中学校における通常学級と特別支援学級との交流を推進し、特別支援教育の充実に努めます。
- 障がいのある児童・生徒の就学を促進するため、施設・設備の改善や環境の整備に努めます。
- 教職員に対して、*特別支援教育*コーディネーターの養成を目指した研修等に参加を促進し、特別支援教育に対する教職員の専門性の向上を図ります。

特別支援教育とは

一人ひとりの子どもの持つ学習面における困難性すなわち特別な教育ニーズに応じた、専門的で個別的な支援サービスを提供することにより、さまざまな学習への参加を保障していこうとする考え方。

コーディネーターとは

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

5 就労の促進

(1) 就労への支援

【現状と課題】

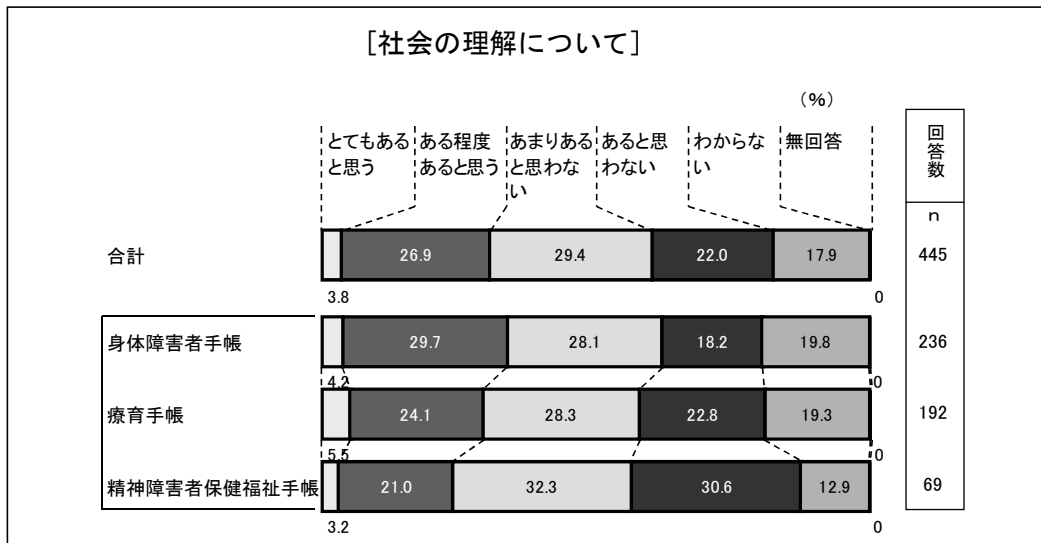
障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労は自己実現のための一つの手段となります。

しかしながら現状では、障がいのある人への理解が進まないため、就労への機会を確保することがとても困難な状況です。

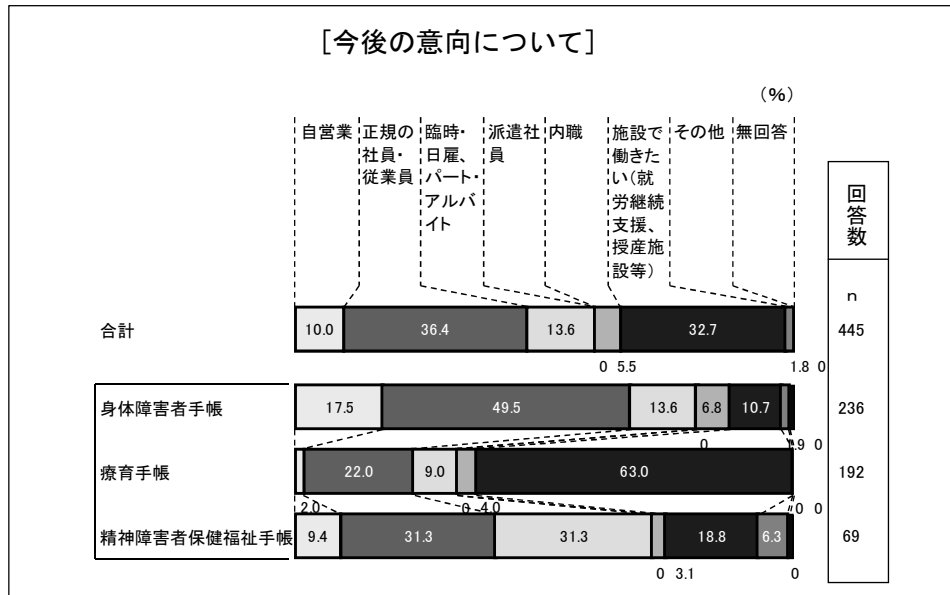
障がい福祉に関するアンケート調査結果では、障がいのある人が働くことについて社会の理解が「あまりあるとは思わない」「あると思わない」をあわせて全体で51.4%となっています。そのため、ハローワークなどの労働行政機関と連携し、就労を希望する障がいのある人への支援や事業主のみならず広く市民に対して障がいのある人の雇用への理解を図っていく必要があります。

社会の理解について

障がいがある人が働くことについて社会の理解があると思いますか。



【今後の意向について
どのような形態で働きたいですか。】



【施策の展開】

- ハローワーク、相談支援事業所、就労支援事業所などが協働し、障がいのある人のニーズを基本に、必要な支援を図ります。
- 企業や事業主に対して関係機関が連携し、障がいの理解と雇用に関する啓発活動を積極的に推進します。
- 関係機関と連携し、企業や事業主に対して各種助成制度の周知及び利用促進を図りながら、障がいのある人の雇用に関する相談にもきめ細かく対応できる体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、就職準備から就職後の職場定着支援まで一貫した支援体制づくりに努めます。
- 関係機関に働きかけ適切な求人、求職者情報が提供できるよう環境づくりに努めます。
- 職業リハビリテーション推進のため、*障がい者職業センターや*障がい者職業能力開発校等の支援機関を紹介し自立した職業生活を送れるよう支援します。
- 企業等において、障がいを理由とした雇用差別のないよう、また障がいのある就労者がある有する能力に応じた適切な待遇を受けることができるよう、ハローワークと連携し支援に努めます。

障がい者職業センターとは

障がいのある人への職業についての相談、職業能力の評価や就労後のフォローアップを行う。

障がい者職業能力開発校とは

就職に必要な基礎的・知識を身につける場所。

- 一般就労や再就職の困難さへの対応として、福祉的就労事業所の充実による就労支援体制の強化に努めます。
- 障がいのある人の社会参加のあり方の多様性により、一般就労せずとも、地域の中で自尊心を保ち、自らの役割を果たすことのできる環境づくりに努めます。

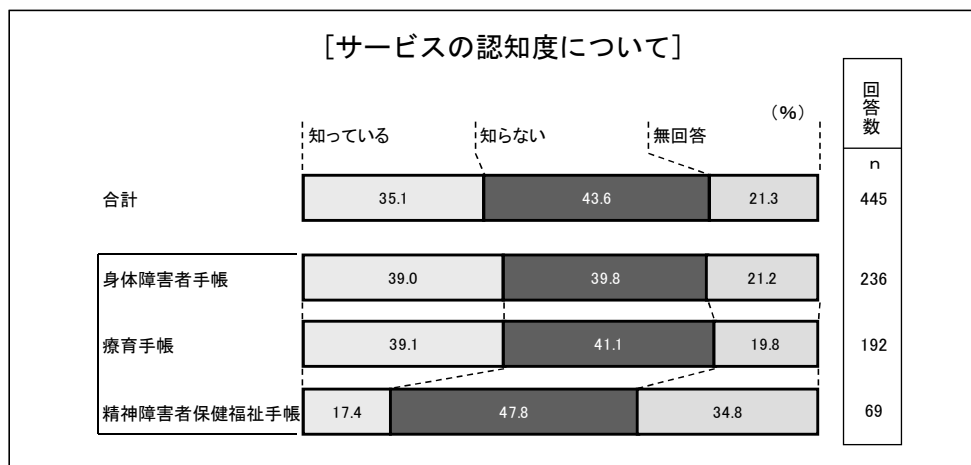
(2) 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がいのある人の生活の安定と自立のための経済的な安定の実現が課題となっています。

障がい福祉に関するアンケート調査結果では、今後、行政へ望むことは「年金や手当等の所得保障の充実」が最も多く、全体で49.2%となっています。そのため、障がいのある人やその家族に対する各種手当、年金制度等の充実が望まれます。今後も、就労支援等を含め、障がいのある人が地域で自立して生活できるような支援が必要です。

サービスの認知度について 特別障害者手当



【施策の展開】

- 広報や「障がい者福祉のしおり」等を活用し、各種年金、手当等の制度の周知徹底を図ります。また、それらの制度が利用できるよう相談支援体制の充実に努めます。

6 障がいの早期発見と地域リハビリテーション体制の充実

(1) 障がいの早期発見、療育体制の充実

【現状と課題】

乳幼児期における疾病を予防するとともに、早期に発見して適切な治療・支援を行うなど、障がいのある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療・福祉サービスを受けることができる体制が必要です。また、障がいを軽減して障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、地域リハビリテーションの充実が求められています。

【施策の展開】

- 乳幼児期から各種健康診査や検診の充実を図り、早期発見・早期支援に努めるとともに医療、保健、福祉、教育関係機関との連携を図り、地域一体となった療育システムの確立を図ります。
- 母子保健事業として妊産婦や新生児、乳幼児健康診査、訪問指導、各種健（検）診の実施や生活習慣病予防の取り組み、生活機能の向上・介護予防を目的として支援の充実に努めます。
- 乳幼児健康診査、基本健康診査、その他の各種健（検）診等により、疾病の治療に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの保護者の心のケアとして、相談を行う場を設定します。
- 難病に対する相互理解を深めるための研修会や講演会、難病医療相談会等の開催を推進します。

(2) 障がいのある人の健康づくり

【現状と課題】

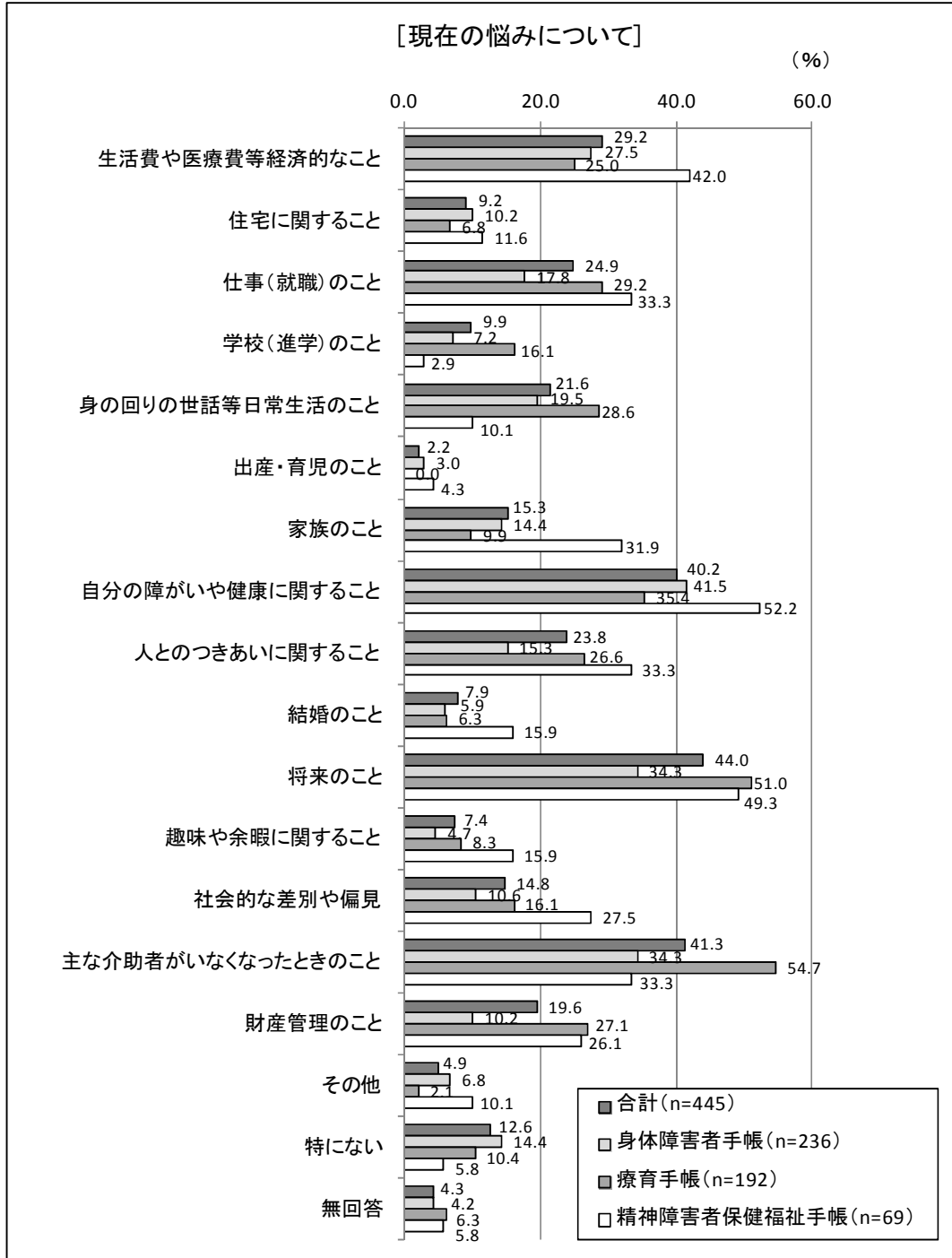
生活習慣の変化や高齢化の進行、医療の高度化等により疾病構造が変化し生活習慣病や疾病による障がい発生のケースが多くなっています。障がい福祉に関するアンケート調査結果では、今、悩んでいることや不安なことは「自分の障がいや健康に関すること」が全体で40.2%となっています。若年期から健康づくりに積極的に取り組むことは、生活習慣病を原因とする障がいの発生予防や、疾病の早期発見・早期治療につながることから、健康的な生活習慣の定着に向け、市民

一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援することが重要となっています。

各種健康教室、相談や訪問指導等による心の健康づくり、障がいのある人自身による自主的な健康づくり活動への支援等に取り組むとともに、健康づくりに参加しやすい環境づくりが必要です。

〔現在の悩みについて〕

あなたが今、悩んでいることや不安なことはありますか。(複数回答)



【施策の展開】

- 障がいのある人の参加に十分な配慮をしながら、自らが生活習慣を改善して疾病を予防する一次予防に重点をおいた健康づくりを推進します。
- 障がいの原因となる疾病の予防と治療や進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療の助成及び重度心身障がい者医療助成を行います。
- 既存の障がい（一次障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働、の環境についての正しい知識の普及に努めます。
- 医療圏を踏まえ市民の医療を受けるための相談窓口を充実させ、保健・医療・福祉の関係機関の連携を図っていきます。

（3）保健医療等関係機関との連携**【現状と課題】**

精神疾患は、誰もがかかり得る病気ですが、市民の間には、まだ誤解や偏見等がみられることから、精神に障がいのある人を正しく理解してもらうための啓発活動が必要です。さらに、精神に障がいのある人の総合的なリハビリ体制の整備や社会参加を進めていく必要があります。

精神に障がいのある人の社会復帰のため、精神保健福祉に関する相談や指導の支援が必要です。

【施策の展開】

- メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発や精神保健相談、訪問指導の充実を図るなど心の健康づくりを支援します。
- 保健所、医療機関、家族の会などとの連携を通じて今後もきめ細かく精神障がいのある人のニーズの把握に努め、そのときどきに応じた支援施策の検討を行っていきます。
- 精神障がいのある人に身近な医療機関、公共施設の利用などに関する情報提供や保健所等との連携による相談支援体制の整備を図ります。
- 保健師による訪問指導を積極的に行い、精神疾患に対する支援を引き続き実施していきます。
- 精神障がいのある人への理解を深めるとともに、精神疾患・精神障がいに対する正しい理解の啓発活動を推進するため、講演会の開催やボランティアの育成に努めます。

7 情報の収集・管理

(1) 情報提供の充実

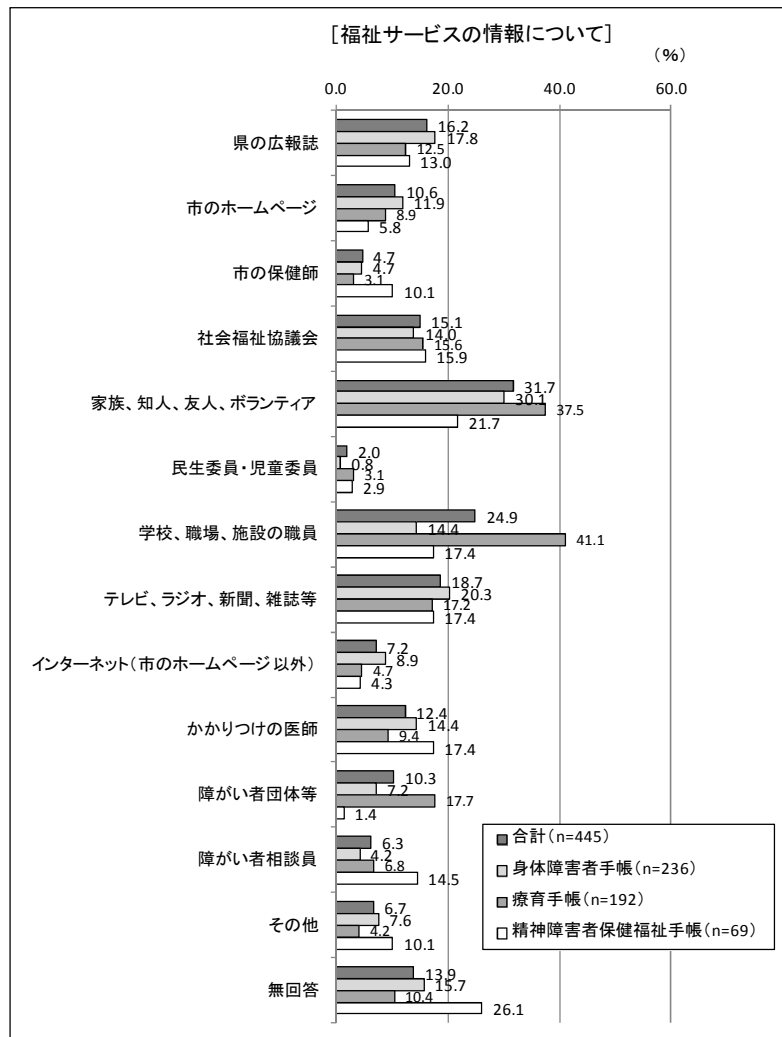
【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、障がいのある人やその家族、介助者などが抱えるさまざまな問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談支援体制の充実が求められています。

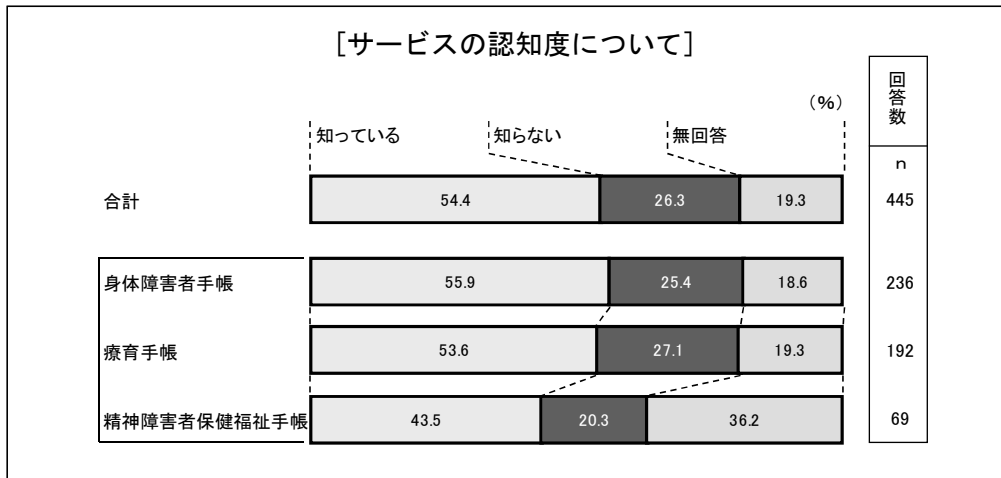
行政サービス等の情報は、障がいのある人の社会参加や福祉サービスの利用に重要であり、適切に伝わるように、情報提供の方法や内容の充実が必要です。

福祉サービスの情報について

福祉サービスの情報をどこから得ることが多いですか。(複数回答)



〔サービスの認知度について〕
所得税・住民税の控除



【施策の展開】

- 相談支援事業所の周知を図り、福祉サービス制度等の情報提供に努めます。
- 障がい福祉の制度内容をわかりやすく説明した「障がい者福祉のしおり」を配布し、あわせて市の広報・ホームページを活用し、事業・制度の周知を図ります。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

【現状と課題】

聴覚、言語障がい等のある人が、地域で自立した生活を送り、社会参加を果たしていくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

関係機関・団体等との連携のもと、引き続き地域でのコミュニケーション環境の向上を図るとともに、障がいのある人の特性に応じたコミュニケーション支援体制のさらなる整備・充実が必要です。

【施策の展開】

- コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人に対して、手話通訳者等の派遣を行い、社会参加を促進します。
- 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成を行い、派遣体制充実に努めます。
また、現在活動している奉仕員の資質の向上に努めます。
- 市や団体等が主催する講演、催し等の事業について手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を配置することで障がいのある人の参加促進に努めます。